

## 1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM案に対する 我が国の主なコメント案

- 1 ISPM27「規制有害動植物の診断プロトコル」 . . . 1～3頁
- 2 ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書 . . . 5頁

## 1 ISPM27「規制有害動植物の診断プロトコル」付属書

### 1. 有害動植物情報（パラ 51 の後）

#### 【コメント案】

[51] ~~The greatest damage to crops is caused by three species: *Striga asiatica*, *S. gesnerioides* and *S. hermonthica* (Mohamed et al., 2004). *Striga. asiatica* and *S. hermonthica* are among the most economically damaging weeds in many parts of the world. (3 文目略) *S. gesnerioides* is the only *Striga* species that attacks a dicotyledon host and usually infects Fabaceae, especially *Vigna unguiculata* (cowpea), Convolvulaceae, Euphorbiaceae and *Nicotiana tabacum* (tobacco, Solanaceae).~~

After[51] For the above reasons, the information for diagnosis of these only three species, *Striga asiatica*, *S. gesnerioides* and *S. hermonthica* are provided. Other species with importance in a limited geographical range include:

- ・ *Striga angustifolia* (Don) Saldanha (1963)
- ・ *Striga aspera* (Willd.) Benth. (1836)
- ・ *Striga densiflora* (Benth.) Benth. (1863)

(仮和訳)

[51] ~~作物への最大の被害は、3つの種、*Striga asiatica*、*S. gesnerioides* 及び *S. hermonthica* によって引き起こされる (Mohamed et al. 2004)。*S. asiatica* 及び *S. hermonthica* は世界の多くの地域で最も経済的に有害な雑草である。(3 文目略) *S. gesnerioides* は双子葉植物の宿主を攻撃する唯一の *Striga* 種であり、通常はマメ科、特に *Vigna unguiculata* (ササゲ)、ヒルガオ科、トウダイグサ科、タバコ属 (タバコ、ナス科) に寄生する。~~

[51]の後 上記の理由から、診断のための情報は3種のみを提供している。他の種で地理的な幅に限りはあるが、重要な種としては、以下が含まれる。

- ・ *Striga angustifolia* (Don) Saldanha (1963)
- ・ *Striga aspera* (Willd.) Benth. (1836)
- ・ *Striga densiflora* (Benth.) Benth. (1863)

#### 【理由】

Mohamed et al. らの文献では、被害について述べているのは *Striga asiatica* 及び *S. hermonthica* のみであり、*S. gesnerioides* については言及されておらず正しくない。また、これら3種が有害であることは2文目及び4文目に記載されているため、1文目を削除。

*Striga* 属は40種以上あり、本基準の対象である *S. asiatica*, *S. gesnerioides* 及び *S. hermonthica* の3種は、広い地域に生息し、かつ、経済的に重要な種である。しかしながら、これら3種以外にも、一部の国 (南米、米国、パキスタン等) や地域によっては検疫対象としている種も存在する。そのため、上記の3種に比べ、生息地域は狭いが、各国が検疫有害動植物としている他の種について例示として追加することを提案する。

### 3. 検出（パラ 78 の後）

#### 【コメント案】

[78] 3. Detection

After[78] This section does not cover plants and plant debris because seeds are mainly introduced into countries through contaminated consignments.

（仮和訳）

[78] 3. 検出

[78]の後 種子が主に汚染された荷口を通じて国内に侵入するため、本セクションでは植物体及び植物残渣はカバーしない。

#### 【理由】

Striga 属は主に種子が荷口に混入して侵入するため、本セクションでは種子の検出法のみ記載している。このため、本セクションの冒頭部分にこの説明を追記する。

### 3.1 サンプリング及びサンプル提出（パラ 81）

#### 【コメント案】

[81] When surveys are carried out to detect Striga in fields, there are several detection methods, such as visual examination of the symptoms of Striga infestation on cultivated crops and the presence of Striga plants above ground in fields, and diagnostic analysis of soil seed banks. When soil seed banks are usually sampled analysed, ~~Soil~~soil samples are collected and submitted to the laboratory for further diagnostic analysis.

（仮和訳）

ほ場において Striga 属を検出するための調査を行う場合、いくつかの検出方法がある。例えば、栽培作物に Striga 属が寄生した病徴の目視検査、ほ場の地上部に Striga 属植物の存在、及び土壌混入種子の診断分析など。土壌混入種子が通常サンプリングされ分析される場合、さらなる診断分析のため、土壌サンプルは収集され研究所に提出される。

#### 【理由】

ほ場における Striga 属の検出方法は土壌混入種子の確認だけでなく、栽培植物への寄生の有無、そのほ場における植物体の有無も含まれるべきであるため、例示として追加する。

### 3.1.2 検査のための作業用サンプルのサブサンプリング（パラ 85）

#### 【コメント案】

[85] Samples submitted to a laboratory should be drawn from a composite sample, which is a mixture of primary samples. The sample size should be adequate to give an acceptable probability of detecting the pest. It should be determined in accordance with ISPM 31, recommended by the International Seed Testing Association is 25 000 seeds or a maximum of 1 kg sample (ISTA, 2018). The weight of 25 000 seeds can be referenced from International Seed Testing Rule Table 2A (ISTA, 2018), or determined by the laboratory with a thousand-seed weight test. For example, the weight of 25 000 seeds will be 1 kg for Z. mays, O. sativa and Hordeum vulgare and 20 g for Panicum spp. (millet, ISTA (2018), Table 2A). Immediately after sampling, submitted samples should be packed and sealed in an appropriate bag or container protected from contamination or leaking, with clear labels on seed lot, crop species and associated information to allow sample traceability. ~~When a small package is less than 25 000 seeds, an appropriate bag sampling procedure should be performed after determining how many bags are equivalent to 25 000 seeds. When the whole lot is less than 25 000 seeds, the whole lot should be examined without sub-sampling procedures.~~

#### （仮和訳）

[85] 研究所に提出されるサンプルは、一次サンプルの混合物である複合サンプルから採取されるべきである。サンプルサイズは、有害動植物を検出する許容可能な確率を与えるのに十分でなければならない。それは ISPM 31 に従って決定されるべきである。国際種子検査協会が推奨する種子は 25000 粒又は最大 1 kg のサンプルです (ISTA、2018)。 ~~25000 粒の重量は、国際種子検査規則表 2A (ISTA、2018 年) から参照するか、1000 粒種子の重量試験で研究所により決定できます。たとえば、25 000 種子の重量は、トウモロコシ、イネおよびオオムギで 1 kg、キビ属種子で 20 g になる。(キビ、ISTA (2018)、表 2A)。~~ サンプルング後すぐに、提出されたサンプルは、汚染や漏れから保護された適切なバッグまたは容器に詰めて密封し、サンプルのトレーサビリティを可能にするために、種子のロット、作物種、および関連情報に明確なラベルを付ける。~~小さな小包が 25000 粒未満の場合、25000 粒に相当する袋の数を決定した後、適切なバッグサンプリング手順を実行する必要がある。ロット全体が 25000 粒未満の場合、サブサンプリング手順なしでロット全体を検査すべきである。~~

#### 【理由】

本基準案で引用している ISTA (International Seed Testing Association、国際種子検査協会) rule の表 2A 等は、ISTA の一連の検査 (例えば、植物衛生、水分含有率、発芽率等) を実施するため、一括して検査機関へ提出するためのサンプル数である。そのため、このまま、輸入種子や穀類荷口内の Striga 種子の混入の確認検査を目的としたサンプルサイズとして適用することは適当でない。

Striga 属の混入に関する検査のサンプルサイズは ISPM31 「積荷のサンプリングに関する方法論」に沿って検討されるべきである。



## 2 ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

- ①「チチュウカイミバエに対するさくらんぼ、プラム、ももの低温処理」(パラ 40)
- ②「クインスランドミバエに対するさくらんぼ、プラム、ももの低温処理」(パラ 40)
- ③「チチュウカイミバエに対するぶどうの低温処理」(パラ 39)
- ④「クインスランドミバエに対するぶどうの低温処理」(パラ 35)

### 【コメント案】

For both schedules (③のみ: for all three schedules), the fruit must reach the treatment temperature before treatment exposure time commences. The fruit core temperature should be monitored and recorded, and the temperature should not exceed the stated level throughout the duration of the treatment.

### (仮和訳)

両方(③のみ: 3種全て)のスケジュールのため、処理開始時間を開始する前に果実は処理温度に到達しなくてはならない。果実 中心 温度はモニターされ記録されるべきであり、その温度は処理時間全体を通じて述べたレベルを超えるべきではない。

### 【理由】

ISPM42「植物検疫措置としての温度処理の利用の要件」では、果実中心温度を測定するよう明示されていることから、果実の「中心」温度をモニターすることを明示する。

## 「セグロウリミバエに対する放射線照射処理」(パラ 23)

### 【コメント案】

[23] This treatment describes the irradiation of fruits and vegetables at 72Gy or 85Gy minimum absorbed dose to prevent the emergence of adults of *Bactrocera tau* at the stated efficacy.

### (仮和訳)

[23] この処理は、セグロウリミバエ (*Bactrocera tau*) の羽化阻止のための果実及び野菜の 最小吸収線量 72Gy 又は 85Gy の放射線照射処理 について記述している。

### 【理由】

他の ISPM28 付属書と記載方法を合わせる。